様式第２２号（第９関係）

事務連絡

　 　令和　年　月　日

所有者等　　様

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

農地中間管理権の取得について（報告）

このことについて、　　　　年　　月　　日付け、○○市町村の公告の農用地利用集積計画によって、次のとおり農地中間管理権を取得しましたのでお知らせします。

記

１　農用地利用集積計画の写し（様式第１８号）　　　通

２　農地貸借契約書のご案内（様式第２２号別紙）

様式第２２号別紙（第９関係）

農地貸借契約書のご案内

岡山県農地中間管理機構業務推進本部

（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

　この度は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が行う農地中間管理事業をご利用いただき、ありがとうございました。

　今回同封している「農用地利用集積計画の写し」が、あなたと機構との農地貸借契約書となりますので、大切に保管して下さい。

　また、今後、あなたの農地は、機構から実際に耕作する担い手農家等に貸付けを行うこととなりますので、ご承知おき下さい。

◎農用地利用集積計画の見方及び注意事項について

※見方

　１　利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ）欄

あなたから農地を借り受けた当機構の名称及び住所を記載しています。

　２　利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所（Ｂ）欄

土地所有者の氏名及び住所を記載しています。共有者がいる場合は、Ｆ欄の利用権を設定する土地の（Ｂ）以外の権原者等に記載してあります。

　　　未登記の場合は、相続人の氏名及び住所になります。又、相続人が複数いる場合は代表者１名を（Ｂ）欄に記載し、他の相続人はＦ欄に記載しています。

　３　利用権を設定する土地（Ｃ）欄

　　 あなたからお借りした土地の所在、現況地目、面積(登記面積)を記載しています。

　４　設定する利用権（Ｄ）欄

　　 土地の利用権の種類、利用内容、お借りする期間、賃料、支払日及び支払方法を記載しています。

※注意事項

　１　賃貸借契約の場合の賃料は、利用権の始期が６月３０日以前であれば当年から毎年１２月２５日までに、また利用権の始期が７月１日以降であれば翌年から毎年１２月２５日までに、機構が直接、あなたから指定された口座に振込みます。

　２　賃料は、１筆毎に記載しておりますが、登記面積に単価を乗じた場合と水張り面積に単価を乗じた場合があります。このため、契約書記載の面積（登記面積です）に単価を乗じた金額と借賃の欄の数字が異なる場合があります。

　３　物納（米）の場合は、毎年１２月２５日までに機構から貸し付けした担い手農家等が届けますので、同農家から示された「物納支払完了一覧表」に受領印をお願いします。

　４　なお、お届けした農用地利用集積計画の共通事項は、貸借に係る重要な契約事項が記載されていますので、必ず今一度お目通しをお願いします。